

○文学研究科課程博士の授与に関する内規

平成6年3月2日

第1条 この内規は、國學院大學大学院学則及び國學院大學学位規則に基づき授与する課程博士（國學院大學学位規則第3条第3項）の学位に関する事項のうち、定めのない事項について規定するものである。

第2条 課程博士の学位申請論文を提出できる者は博士課程後期に在学して所定の単位を修得している者、又は審査終了までに修得見込みの者で、かつ履修要綱に定める研究業績を有する者とする。

第3条 課程博士の学位申請論文の提出は、指導教員の承認を得たものでなければならない。

2 第2条の（2）の者については、文学研究科委員会の議を経て指導教員を定める。

第4条 課程博士の学位申請論文枚数は、履修要綱に定める枚数とする。

第5条 課程博士の学位を申請できる時期は、毎年4月及び9月とする。

2 前項の細部については、履修要綱に定める。

第6条 博士学位申請論文の審査に合格した者には、國學院大學大学院学則に規定する博士の学位を授与する。

2 前項の博士学位記の授与は、毎年度の修士学位授与式と同日に行う。

第7条 この内規の改廃は、文学研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前に入学した者の学位申請については、原則としてこの内規に準ずるものとする。

附 則

1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前に本学大学院博士課程後期に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この内規は、平成6年4月1日から施行する。

2 この内規は、施行日以前に規定した課程博士に関する文学研究科の決定事項は、平成

6年3月31日限りで、その効力を失うものとする。